

医療機関でのオンライン保険資格確認システムの

来年4月原則義務化方針は撤回すべき

厚生労働省は、経済財政運営と改革の基本方針2022（いわゆる骨太方針2022）の閣議決定に基づき、医療機関でのオンラインによる保険資格確認システムの導入を加速させるとして、来年4月からシステム導入の原則義務化を行うことを、中医協に諮問した。中医協も療養担当規則に書き込む形で、それをそのまま容認する答申をしている。なお、「原則義務化」から除かれる「例外」は、今のところ「紙レセプトによる保険請求を行っている医療機関」のみとされている。現在、顔認証付きカードリーダーを各医療機関に無償配布することを餌に、社会保険診療報酬支払基金を経由して、未導入の医療機関に早期のシステム導入の手続きを行うよう働きかけてきている。

顔認証付きカードリーダーを使っのオンライン資格確認は、今のところ現在使われている健康保険証を使用しての資格確認も可能ではあるが、厚労省が健康保険証の原則廃止の方向も打ち出していることから、マイナンバーカードを利用しての資格確認が押し進められることになるのは明らかである。マイナンバーカードを保険証代わりに持ち歩き、それを活用することによる個人情報の取扱いに懸念を覚える患者さんも多いこと、あわせて医療機関でのマイナンバーカード紛失や個人情報の漏洩も起こり得ること等から、マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認システムは導入したくないという医療機関も多く残されている。また、僻地・離島、高年齢、小規模零細、標榜時間が短い等の条件からシステム導入が困難な医療機関も存在する。そもそもベンダーの対応の状況等の理由で来年4月に間に合わないことも想定される。こうした患者さん、医療機関の懸念に応えることなく、また医療機関の様々な事情を考慮することもなく、強引に「来年4月義務化」を進めることはあってはならない。

高知保険医協会は、「オンライン資格確認システムの来年4月原則義務化」の方針を撤回し、あくまで希望する医療機関が任意でシステム導入を行う形を維持することを求める。

2022年8月23日

高知保険医協会 2022年度第5回理事会